川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年9月3日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第241号を第242号とし、第175号から第240号までを1号ずつ繰り下げ、同条第174号中「第167号」を「第168号」に、「第168号」を「第169号」に、「第172号」を「第173号」に改め、同号を同条第175号とし、同条中第173号を第174号とし、第115号から第172号までを1号ずつ繰り下げ、同条第114号中「第79号から第112号まで」を「第80号」に改め、同号を同条第115号とし、同条第113号中「第79号」を「第80号」に改め、同号を同条第115号とし、同条第113号中「第79号」を「第80号」に改め、同号を同条第114号とし、同条中第112号を第113号とし、第71号から第111号までを1号ずつ繰り下げ、第70号の次に次の1号を加える。

(71) 温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の 許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査

1件につき 7,400円

第5条中「第2条第239号」を「第2条第240号」に改める。

附則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。

参考資料

制定要旨

温泉法の一部改正に伴い、温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。